

附属書三一D 第三・五条に規定する情報

第三・五条7に規定する情報については、次の事項に限る。

- (a) 供給される產品及び当該產品の生産において使用された非原產材料の品名及び統一システムの関税分類番号
- (b) 価額方式が附属書三一Bの規定に従つて適用される場合には、供給される產品及び当該產品の生産において使用された非原產材料の単位数量当たりの価額及び総額
- (c) 特定の生産工程が附属書三一Bの規定に従つて要求される場合には、使用された非原產材料に対しに行われた生産工程の説明
- (d) (a)から(c)までに規定する情報の要素が正確かつ完全なものであることについての供給者による申告、当該申告が提出された日付並びに当該供給者の氏名又は名称及び住所（活字体によるもの）